1

1

毎週月,水,金曜日発

富山県報

平成31年3月15日

号 外(4)

目

次

規 則

○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が 処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理 する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月15日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第2号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理 する事務の範囲を定める規則(平成12年富山県規則第35号)の一部を次のように改 正する。

第2条の表の14の項の右欄の第2号の2から第3号の2まで及び第4号の2から 第4号の6までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同欄の第13号中 「又は第5項第3号」を「、第5項又は第6項第3号」に改め、同欄の第35号の2 の次に次の3号を加える。

(35)の3 法第87条の2第1項又は第2項において準用する法第86条の8第3項の 規定による認定又は変更の認定の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請 に対する決定の通知に係る経由事務

(35)の4 法第87条の3第3項の規定による許可の申請の受理、調査及び県への送

付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

(35)の5 法第87条の3第5項又は第6項の規定による許可の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第2条の表の14の項の右欄の第36号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の17の項の右欄を次のように改める。

- (1) 法第17条第1項(法第18条第2項において 準用する場合を含む。)の規定による認定の 申請の受理、調査及び県への送付並びに申請 に対する決定の通知に係る経由事務
- (2) 法第22条の2第1項又は第5項において準 用する法第18条の規定による認定又は変更の 認定の申請の受理、調査及び県への送付並び に申請に対する決定の通知に係る経由事務

第3条の表の8の項を次のように改める。

- 8 特例条例別表第2第11項に 規定する高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促進に関す る法律(以下この項において 「法」という。)に基づく事 務のうち、施行規則で定める もの
- 特例条例別表第 2 第11項に (1) 法第17条第 1 項 (法第18条第 2 項において 定する高齢者、障害者等の 動等の円滑化の促進に関す 申請の受理、調査及び県への送付並びに申請 法律 (以下この項において に対する決定の通知に係る経由事務
 - 「法」という。)に基づく事 2) 法第22条の2第1項又は第5項において準 務のうち、施行規則で定める 用する法第18条の規定による認定又は変更の 認定の申請の受理、調査及び県への送付並び に申請に対する決定の通知に係る経由事務

附則

この規則中第2条の表の17の項の改正規定及び第3条の表の8の項の改正規定は 平成31年4月1日から、第2条の表の14の項の改正規定は建築基準法の一部を改正 する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

(市町村支援課)

Ш